**２　広報活動の充実・強化**

**（１）市民から見た弁護士のイメージ**

2009(平成21)年1月に、日弁連法務研究財団が行った弁護士のイメージ調査の結果によると「身近な存在ではない、お金がかかる、偉そうにしている、敷居が高い、大企業や金持ちの味方である、裁判・刑事事件の専門家ではあるが、社会生活上・会社経営上の相談や取引について必要とは必ずしも思われていない」というイメージが浮かび上がってくる。

近年、弁護士の人数が急激に増加し、またインターネット等の媒体が普及していることによって、一般市民は弁護士の情報を検索し取得しやすくなっている一方、それが弁護士に対するイメージを身近な存在と実感してもらうにはいまだ至っていないように思われる。また，弁護士会という存在についての認識も広まっていないように思われる。

今後、市民に，弁護士・弁護士会は，社会生活や取引社会でも必要で，身近な存在であることを知ってもらい，適切なイメージをもってもらうようにアピールしてくことは，当会の広報活動としての緊急の課題である。

**（２）東弁の市民向け広報の取り組み**

**①　東弁の広報体制**

東弁は2001（平成13）年10月に広報室を設置している。担当副会長と嘱託弁護士２名及び事務局で構成され、東弁の広報活動に関して理事者をサポートするとともに、理事者、広報委員会、事務局との架橋的な役割を果たしている。広報室嘱託は、活動全般を把握するために、日常的に理事者や各委員会・センターを担当する事務局職員とのコミュニケーションを積極的にとって「当会では現在どのような活動が行われているのか、その活動は会内・会外に広報すべきか」を意識しながら情報収集を行ない、会内・会外に広報すべきであると判断すれば、理事者や関係部署等と意見交換をして、ウェブサイトヘの掲載やメールマガジンの配信、ＬＩＢＲＡへの掲載（特集企画、トピック）、記者懇談会・記者会見の開催等を提案している。広報室嘱託は広報委員会や部会に出席し、また定期的に、理事者全員、広報室（弁護士嘱託2名、弁護士参与1名及び事務局）及び広報委員会（委員長、ＬＩＢＲＡ編集長及びウェブサイト担当副委員長）が参加する拡大広報会議において、情報交換や対応等を行っている。

また、2010（平成22）年度からは各委員会の広報担当者と理事者・広報室による「広報担当者会議」を開くようになり、2012(平成24）年度の同会議では、法律相談の統一的なパンフレットの製作が行われており、また、同年度に初めて開催された東弁法教育サミット（法教育に関わる委員会の担当者と広報との会議）では、小学校から社会人までの世代別の法教育が一冊になったパンフレットの製作が行われている。

**②　市民向け広報の媒体及び新しい取り組み**

**（ア）**公式ウェブサイト／その他インターネットツール：東弁のウェブサイトは、1997（平成9）年に開設され、2011（平成23）年には市民にわかりやすいサイトとなるように全面改定した。2014（平成26）年3月より一部コンテンツをスマートフォンに対応させアクセスしやすいように工夫した。また東弁は2011（平成23）年よりソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用が検討され、公式ツイッターを開始した。ツイッターは、無料であるため人的コスト以外はかからない点で大きなメリットがあり、また、シンポジウム情報、会長声明、電話相談の告知等、会からの情報発信に一役を買っている。2012（平成24）年2月からは、東弁の動画配信の第１弾として、YouTube上に公式アカウントを取得し、複数の動画を公開してきた。今後も、東弁の各種活動を紹介するための動画を配信していく予定である。さらに，2015（平成27）年度から，一般市民は，ウェブサイト上で法律相談のオンライン予約ができるようになった。

　　　現在、インターネットは市民が情報を調べる場合の最も中心的なツールとなっていることに照らすと、ウェブサイト等のインターネットツールは、今後も市民の窓口として非常に大きな役割を果たすことが期待され、今後もアクセス状況等について分析し、要望等に十分に応えられるよう適切な更新・改善に努めていく必要があろう。なお，ウェブサイト広報については，逆にウェブサイトへのアクセスが困難な高齢者や障害者に対しては，別途の配慮を検討する必要がある。

**（イ）**グラフィック広告（チラシ、ポスター、パンフレット）：10種類以上の法律相談のパンフレットや弁護士紹介センターのパンフレットが数種類ある。そのほかに、2008（平成20）年から当会を紹介するパンフレットを作成し、市民交流会やシンポジウムなどの会館来訪者、講師派遣先などに配布している。さらに、効果的なチラシを作成するために、2013（平成25）年11月には研修を実施し、2014（平成26）年度より広告代理店とアドバイザリー契約を結んで、グラフィック広告作成の具体的なアドバイスによってチラシやパンフレットを作成している。

**（ウ）**プロモーションビデオ（ＰＶ）の製作：2012（平成24）年度、主として弁護士会に見学にきた市民に視聴してもらうことを想定したプロモーションビデオ（『正義はどこに』）。同ＰＶは、新人弁護士の成長を通して弁護士会を紹介する約15分間のドラマ仕立てとなっていて、市民に関心をもってもらいやすい媒体として、今後活用していくことが期待される。なお，現在，当会のイメージビデの制作を進めている。

**（エ）**会報「ＬＩＢＲＡ」：主に会員を中心に配布されているが、ＰＤＦ化されたものを発行当時の体裁のまま公式ウェブサイトにアップしているため、会員以外の者、市民もアクセスすることができる。なお，同冊子の記事は，会員だけでなく，一般市民にとっても興味を惹く内容のものが少なくなく，一般市民が当会にアクセスするきっかけとして期待できる。

**（オ）**市民交流会：1991（平成3）年に「市民モニター制度」として発足し、2005（平成17）年に「市民交流会」に名称変更され、広報委員会の市民交流部会によって運用されている。毎年、市民交流委員を約30名程度募集し、月１回、各種活動（刑務所見学、裁判傍聴、弁護士懇親会、法科大学院見学、その他）を行い、その中で弁護士及び当会の活動に対する理解・協力を推進している。

**（カ）**広報用グッズの作成・配布：当会は、広報用グッズを作成・配布することにより、広く市民の方々への当会の存在を周知する活動をしている。例えば、多数の法律相談窓口の電話番号が掲載されているクリアファイル、東弁のロゴマークを付したマグネット、ボールペン等がある。

**（キ）**ロゴマーク：団体の象徴及び広報ツールとして、2010（平成22）年より独自のロゴマークを採用し、各文書やグッズ等で幅広く利用している。

**③　今後の展望について**

**（ア）東弁の統一的な広報**

東弁ではこれまで各委員会やセンターが独自の予算で独自に広報活動を行ってきたため統一的な広報戦略に欠けるという縦割りの弊害が生じていたが、2010（平成22）年度からは各委員会の広報担当者と理事者・広報室による「広報担当者会議」を開くようになり、これまで横断的に行われていた広報を連携させる点で重要な役割を果たすようになっている。このような機会がさらに各委員会・センターの広報担当者が参加する場に広がることが期待され、また東弁の統一的な広報戦略のためにはこの広報担当者会議の充実を図ることが重要となってくる。

**（イ）積極的な広報・メディア戦略**

市民に親しみのある広報を強化するためには、全国規模での戦略的広報も不可欠であり、日弁連及び他会の広報活動の検証や連携するような機会を設けていくことも必要である。例えば、2013（平成25）年度には、日弁連において各弁護士会の担当者が集まって全ての弁護士会の広報について協議する全国広報担当者会議が開催されているが、今後の当会の広報に活かしていくことが期待される。

また、市民にわかりやすい広報の充実のためには、積極的なメディア戦略等を展開していく必要があろう。現在、インターネット技術の進化及び普及により、市民の情報収集の中核をなすのはインターネットとなっていて、広報媒体の選択肢が広がっている。当会としても、このような現状に対応した積極的な広報を行っていくことが期待されている。例えば、ＣＭの作成のように映像・音楽を通じたイメージ広報という新たな手段や広告代理店からアドバイスを受けて効果的なチラシ等の作成すること等によって、弁護士会をより知ってもらう機会になることが期待される。

**（ウ）まとめ**

今後も、様々な広報の効果を検証しつつ、市民にわかりやすい広報の充実のために、弁護士会の役割をどこに求めているか、何を実現していくべきなのかを議論しながら、社会の変化や要望に応じた広報の対応策を随時検討していくことが必要である。